

第一類 第十一号

第一百九十八回国会
衆議院

環境委員会議録 第七号

(二七〇)

令和元年五月三十一日(金曜日)	
午前九時開議	
出席委員	
委員長 秋葉 賢也君	
理事 伊藤信太郎君	
理事 武村 展英君	
理事 堀内 詔子君	
理事 小宮山泰子君	
秋本 真利君	
菅家 一郎君	
篠川 博義君	
津島 淳君	
百武 公親君	
古田 圭一君	
務台 俊介君	
長尾 秀樹君	
山本和嘉子君	
西岡 秀子君	
富田 茂之君	
細野 豪志君	
原田 義昭君	
新谷 正義君	
勝俣 孝明君	
菅家 一郎君	
朝博君	
中谷 真一君	
福山 守君	
三浦 神谷	
堀越 裕君	
横光 啓仁君	
屋良 克彦君	
田村 靖君	
貴昭君	
五月三十一日	
委員の異動	
辞任 武部	
補欠選任 中谷	
同日 真一君	
津島 淳君	
同日 辞任 中谷	
船越 神谷	
更田 菅家	
鈴木 勝俣	
貴子君 武部	
豊志君 新君	
富田 健裕君	
(原子力規制委員会委員長) 同日	
防衛大臣政務官 船越	
政府参考人(外務省大臣官房参事官) 同日	
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 同日	
吉永 和生君	

五月二十二日	「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に関する陳情書外六件(千葉県船橋市海神一の一〇の一二 篠原啓泰外十名)(第一一七号)は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件	

○秋葉委員長 これより会議を開きます。
環境の基本施策に関する件
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案起草の件
動物の愛護及び管理の推進に関する件
○秋葉委員長 これまでの間、本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房参事官船越健裕君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官吉永和生君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、資源エネルギー庁長官新エネルギー・再生エネルギー部長松山泰浩君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、環境省大臣官房政策立案室総括審議官和田篤也君、環境省地球環境局長森下哲君、環境省水・大気環境局長田中聰志君、環境省自然環境局長正田寛君、環境省総合環境政策統括官中井徳太郎君、原子力規制庁原子力規制部長山田知穂君、防衛省地方協力局長中村吉利君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

て、できるだけ、国が関与しているわけですか
ら、アセスの期間が短くなるようにしていくべき
だというふうに私は思います。

この点についてどうなつているのかということ
と、あわせて、公募占用指針で業者が決まってい
く中で、選定されるときに、私は国土交通大臣政
務官のときにこの法律にかかわったわけですから
ども、経産省さんとまさにその議論はしました
が、価格に余り重きを置き過ぎて、低い値段を入
れればそれ以外の項目が全部吹っ飛んでしまつ
て、下に値段を入れればそれだけで業者が決まる
ということでは、これはいろいろと支障があるの
ではないかと私は思っています。

かねてからそれを強くお願いしていましたが、
結果として、価格が百二十点で、相当程度下に入
れると、ほかの残りの項目で逆転することができ
ません、はつきり言つて。

そうすると、国内産業の振興も担つておられる省庁
です、あるいは外国企業が思い切つた値段で、
下で入ってきて、オーステッドだとか、ああいう
世界的な知見のある企業であれば、最初安い値段
でやつて、日本国内の企業を駆逐してから、後か
らそれなりの値段でやつていくとか、あるいは最
初の元請の時点は全部外国の企業がとつてしまつ
て、そこの下に連なるだけが日本企業の役割にな
つてしまつといふことは、これは寂しいわけ
でありまして、あるいは、国防上の観点からも、
ある一定の海域にずっとその國の方々が長く駐留
するということですが、そして海底の調査も含めてい
るいろいろな形で日本の鼻先で活動ができるといふこ
とが、果たして本当に國益にかなつてゐるのかと
いう点では、価格だけで、残りの項目で全く逆転
ができないといふのは私はいかがなものかなと
思つておいます。

それを予防するためにも、入札にするわけです
けれども、最低制限価格を入れて、これ以上下に
行つたら欠格ですよといふ事項を設ける方が私は
いいのではないかと。
価格の低減をそれではしないじゃないかという
ことでも経産省さんが言うのはわかるんですが、普
通、土木の工事や何かでも最低制限価格というも
のが入つていて、それより下に潜つたら低入の調
査があつて、基本的には大体それで失格、欠格に
なるんですね。それは積算して、それ以上下
じや、もう普通、物理的にこれはできないだろう
というところで線を引くのですから、やはりそ
ういうものというものは私は必要なのではないかと
いうふうに思います。

○中井政府参考人 お答え申し上げます。
洋上風力発電事業の実施に当たり、環境への影響
に関する事業の予見性を高め、委員御指摘のよ
うに、後々の手戻りを防ぐことは有意義であると
確認をしました。ですから、技術的にできないと
いうことはないと思うんですね。そういうことを
勘案して、どのように考えていらっしゃるの
か、お伺いをしたいと思います。

○松山政府参考人 お尋ねのございました事業者
採択の部分についてお答え申し上げます。
再エネ海域利用法を通じまして洋上風力の拡大
を進めていく上では、計画的な導入とコストダウ
ンということを通じて国民負担の抑制を図つた上
で、長期的、安定的かつ効率的な最大限の導入を
進めしていくことが基本的な方針でございます。
その中で、この事業者の公募でござりますけれ
ども、供給価格を最も重要な要素とするとともに
、事業者が確実に実施できるかという事業の実
施能力を含めた総合評価によつて選定することと
いたしてございます。

ここで、委員からお尋ねございました事業の育
成若しくは事業者の実施についての御質問の関連
でございますけれども、事業者の公募占用計画の
中で、事業計画や事業実績を踏まえた事業の実
施、あと、関係行政機関の長との調整に関する
事項、あと、地域経済への波及効果といった点を
適正に評価していくことによりまして、日本国内
での実施能力に乏しい事業者若しくは日本国内で
の実施の準備が整つていない事業者については、
これが採択されるとが難しくなることとなるの
ではないかといふに考えてございます。

また、最低制限価格の方の関連でございますけ
れども、私ども、戦略的な入札と申しますか、
コストを安くするだけで事業をとつていて実施
ができないといふに考えてございます。
また、最低制限価格の方の関連でございますけ
れども、私ども、戦略的な入札と申しますか、
コストを安くするだけで事業をとつていて実施
ができないといふに考えてございます。こういう、実施
に関する複数案を設定することに環境省さんの方
ではなつてゐるんですけども、四つのこのいず
れの項目についても複数案を設定しないことがで
きるんですけども、環境省さんが書いてあるんでは
ね。推進官庁だからこういうことを書くのはわか
らないかもしれないけれども、規制官庁である環境

を行つておるところでござります。

ただし、海洋環境に関する既存の情報は十分で
はないことから、再エネ海域利用法の枠組みのみ
では十分な環境影響の評価を行うことは難しいと
考えてございまして、事業者が決まった後に、具
体の風力発電事業の計画に基づきまして、当該事
業者が環境影響評価を実施することも引き続き必
要と考えておるところでございます。

洋上風力の国内での着実な成功を促す観点から
は、一律に外資企業若しくは外資の方々の参入と
いうことを排除することは適当ではないと考えて
おるところではございますけれども、委員御指摘
のように、国内での産業の育成、経済への波及効
果、もちろんを考えますと、以上申し上げたよう
な点を通じまして、日本企業が事業の中核的な役
割を担い、そして国内の産業育成につながつてい
くことを期待して制度の運用を進めてまいりたい
というふうに考えてございます。

○秋本委員 次に、電力分野の低炭素化に向
け、新たに三つのアクションというものが三月に
環境省から示されました。私は、先に申し上げ
ますけれども、環境省さんのそのCO₂削減、地
球温暖化に対する姿勢というのには、まだ不満が
あります。もっと規制官庁として厳しく当たるべき
ではないかななどといふに思つております。

例えば、アセスなんですが、環境影響評価法の
規定に関する主務大臣が定める指針等に関する基
本事項というものがあつて、この中で、配慮書の
段階では、発電所の構造、配置に関する適切な複
数案を設定することを基本とし、位置等に関する
複数案を設定しない場合にはその理由を明らかに
するものとするとして、基本的には、複数案を示
すというものが基本なんですよ。

だけれども、経産省さんが書いてあるペーパー
だと、発電所に係る環境影響評価の手引がありま
す。手引の中には、この構造、配置、位置、規模
に関する複数案を設定することに環境省さんの方
ではなつてゐるんですけども、四つのこのいず
れの項目についても複数案を設定しないことがで
きるんですけども、環境省さんが書いてあるんでは
ね。推進官庁だからこういうことを書くのはわか
らないかもしれないけれども、規制官庁である環境

省がこれでいいのかという話なんですよ。

だから、やはりこれは、きちんと経産省とも議論をして、今これだけ地球温暖化が騒がれていて、CO₂削減せなかんよなつてている中で、環境省のこの姿勢は、私は大甘だと思っていきます。だから、これはやはり複数案を示させるべきだというふうに思いますが、環境省はどう考えていますか。

○勝俣大臣政務官 ありがとうございます。

環境影響評価の手続において、配慮書段階では、委員御指摘のとおり、位置、規模、構造、配置に関する複数案を設定することを基本といたしております。

火力発電所に関して、燃料種や発電方式等について、環境影響評価の手続開始時には事業者において決定されている場合が多く、一般に、燃料種について複数案は設定されていないのが現状であります。

しかしながら、先生御指摘のとおり、石炭火力発電所に係る環境アセスメントにおいては、その必要性及び今後のCO₂削減目標達成の道筋について審査しており、それが示されない場合には中止を求める大臣意見述べるなど、石炭火力発電所には厳しく対応してまいりたいと思つております。

○秋本委員 今政務官がおつしやったみたいに、是認しがたいといふ意見を出す。だけども、どちらいものはとまらないんですよ、それを言つても。現実にできちやつているわけでしよう。だから、今言つたみたいに、複数案を示させるといふような姿勢をやはり環境省は持つべきだというふうに思います。是認できないと言つてゐるんだからいいよねといふことじやないんじやないかなといふふうに思つてあります。

そして、続いて、同じ中に、評価の総括ということで、実効性の観点において万全とは言ひがたい、あるいは、非効率な石炭火力に対する措置は十分とは言えない、目標の達成状況は良好とは評価したい、目標達成に向けた具体的な道筋が十

分に示された状況とは評価しがたいと、これはもうまさに自虐的に環境省は言つてゐるわけですよ。

うまことに思つてます。だから、現状がいいとは全く思つてないと思うんですが、今も言つた、複数案を示させないと、姿勢がちょっと甘いんじゃないかなというふうに思つてます。

その中で、電力分野における排出係数が、キロワットアワー当たり〇・三七というものを示してあるわけですが、これは達成させなきやいかぬわけですよ。これを、高度化法、四四%を達成するために、そして、それ、ちょっと時間的猶予を与えるようということで、グランドファザリングといふものも導入して数値を決めていくということになつてます。

だけれども、このグランドファザリングの数値も、もし甘い数字設定をされたり、先のビジョンまで見通せなくて、半年で、短いスパンでしか目標を決めていかないということになると、事業予見性も損ないます。投資をそこにして、じゃ、しっかりとそれを達成していくこというインセンティブは私は働きにくいくらいじゃないかななどいうふうに思ひます。

この高度化法を達成するための審議会というのは経産省さんの中にあるようですが、環境省としてこの審議会に強くコミットして、きちんとやれよということをもつと強く言うべきじゃないか、あるいは関与するべきじゃないかと思ひますが、環境省はどのように考へてますか。

○勝俣大臣政務官 ありがとうございます。

高度化法の中間目標やグランドファザリングのあり方については、現在資源エネルギー庁において議論が進められており、これまで本当にこの議論の状況に関する情報提供をいただいております。

今後も、環境省として、非化石エネルギー源の利用促進策の実施に当たつて、経産省と連携を図り、必要な協力を買ってまいります。

ついても、経産省とよく相談して検討してまいり

たいと思います。

○秋本委員 情報提供を受けていますよって、前からそうなんだけれども、最近やっと情報提供で、私少し、かなり前か、一年とか半年以上前に環境省さんを呼んだときは、経産省さんから情報ももらつていませんという話だつたんですよ。それが、やつと情報をもらいました。

今、政務官から、オブザーバーとしての参加を

経産省と協議したいということですが、今回の質問の事前のレクの段階で、経産省さんのこの部局に聞いたら、今年度末までに来年度の目標数値を定めていくことなんですね。一年先です。

一年先のものしか示さないというのは私はおかしいと思うんですね。

それで、もし一年ごとに細切れで示していくときに、やはりそこで達成できなかつたよねといふことになりかねぬですし、さつきも言つたとおり、長期で示さなければ、そこにお金を投資して、設備投資等をしてそれを達成しようといふ

インセンティブが働きにくくなると思うんです。私は、経産省のこの一年ごとに示していくといふ姿勢は、とんでもないと思ひます。もう二、三年前から私はこれを質問していく、中間目標はいつもつくるんですけど、すぐやります、すぐやりますと言つてもう一、二年たつていて、やつと今になつて、やりますと言つたら、一年先のものだけしか示しませんつて、何言つているんだという話ですね。

ですから、環境省はこの経産省の姿勢についてどう思ひますか。こんなことで本当に達成できると思いますが、二〇三〇年の目標を、グランド

ファザリングの目標数値が、もしくんでもない数値が出てきたら、これは達成できませんよ。

だから、環境省はこの経産省さんの姿勢についてどう考へてますか。このことで本当に達成できると思いますが、二〇三〇年の目標を、グランドファザリングの目標数値が、もしくんでもない数値が出てきたら、これは達成できませんよ。

そこで、環境省はこの経産省さんの姿勢についてどう考へてますか。このことで本当に達成できると思いますが、二〇三〇年の目標を、グランド

ファザリングの目標数値が、もしくんでもない数値が出てきたら、これは達成できませんよ。

そこで、環境省はこの経産省さんの姿勢についてどう考へてますか。このことで本当に達成できると思いますが、二〇三〇年の目標を、グランド

ファザリングの目標数値が、もしくんでもない数値が出てきたら、これは達成できませんよ。

はどのように考へてますか。お伺いをしたいと思ひます。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

高度化法の中間目標のあり方につきましては、環境省とともに、資源エネルギー庁さんとの連携を図りまして、私ども、これをしっかりと見ていかなければいけないというふうに思つてございます。

現時点では、工エネ庁さんから、中間目標の設定をめぐつて現時点での素案が提示をされているところになります。今後さらなる議論が深められていくものと認識してございます。

今後、適切な中間目標の議論がなされるよう、環境省としても、経済産業省さん、資源エネルギー庁さんと連携を図りまして、必要な協力を行ってまいりたいと考へてございます。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、高度化法に規定がありますとおり、この施策の実施が環境保全に関する施策に連携する場合には、環境大臣と緊密に連携し、及び協力して行う、こうなつて対応していきた

いと考へてございます。

先ほど政務官から御答弁いただいたように、審議会へのオブザーバー参加についても、環境省さんとよく相談して、前向きに検討していきたいと考えてございます。

○秋本委員 ゼヒ、両省でしっかりと協議をして、前向きな回答が出るよう、経産省さんよろしくお願いします。

時間が関係があるので一つちょっと飛ばして、考えてございます。

環境配慮契約法についてお伺いをしたいと思ひます。

これは、環境省が所管をしていて、しっかりと検討していきたいということでした。経産省さんと検討していきましたが、経産省さんとしてそれを、オブザーバーとして審議会に環境省さんの人間を受け入れることについて

の一番に、うちがこうやつてやつてまつせと言わなきやいけないけれども、外務省の河野大臣から言われて、慌てて、じゃ、うちも追つかけてやりますというような形になりましたよね。これは、本当だつたら環境省がもつと強く旗を振つて、各

省庁に、おたくたちの省庁ももつとしっかりとやつてよといふうに言つのが本來だといふうに思つております。

私、前回、予算委員会の分科会が何かで質問に立つたときに、こういうことをしっかりとやつて、各省庁に対し、取組状況等を把握して、そして、もし足りなければ、もっとしっかりとやれといふことを環境省として言つべきだ、政府全体の調達における状況をしっかりと把握して、さつき言つたとおり、足りなければ、もっとやれと。まち出すべきだし、目的として掲げて達成するべきだといふうに思つています。

前回、しっかりと今後取り組んでまいりますと、いうことを答弁していただきましたが、現在に至るまでの間に、検討状況、あるいはどのような状況になつてゐるのか、そして今後どうしていくのかといふことについて最後にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○中井政府参考人 お答え申し上げます。

環境省では、従前より、環境配慮契約法に基づき、各省庁等の契約締結状況を調査し、その整理、分析をしておるところでございます。

今般、再エネ電気調達状況の把握に取り組むべく、今年度より、契約事業者の再生可能エネルギーの導入率を調査項目に追加したところでございます。

今後、政府全体の電気調達における再エネの割合を高めていくためにも、状況の把握、整理、分析を着実に進めてまいりたいと考えております。現時点で、今、調査を実施中でございまして、公表時期については明確には申し上げられませんけれども、整理、分析ができ次第、公表してまいりたいと考えてございます。

○秋本委員 これで終わります。ありがとうございました。

○堀越委員長 次に、堀越啓仁君。

然系国會議員の堀越啓仁でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

それでは、きょうたくさん聞いていただきたいことがありますので、質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、私のライフワークとして何度も環境委員会の中でも取り上げさせていただきましたアニマルウエルフェアについて伺いたいと思いま

す。現在、国の食肉検査等情報還元調査によると、二〇一七年度に食鳥処理された肉用の鶏の二十九万一千八百四十五羽、そして、採卵鶏として使わ

れていた鶏、つまり成鶏の十八万二千八百二十羽、合計で四十七万四千六百六十五羽、すごい数

字ですけれども、これが放血不良で全廃棄又は処理禁止になつています。

放血不良というのは、ネットカット、首を切る際に鶏が動いてしまって、頸動脈をきれいに寸断

することができず、そして放血、血を抜くことができない状況のまま、つまり生きた状況のまま、

次の処理である熱処理、お湯の中に入れられて

いつてしまふ。こうすることによって、生体反応によって皮膚が当然赤くなつてしまふわけです。

こういう状況の鳥肉というのは市場に出回ることができるませんので、これを処理、全廃棄されてしまうという状況になつています。

これは、何のために殺されたのかという人道的

同じ時間でありますし、同じ状況であるといふのは間違なく存在しているわけです。

そして、国内の食鳥処理場は氣絶処理を行わないうことが多いと聞いておりまして、そのため、首先に、本來、湯漬け直前に

それをチェックする監視員が立つておるべきですが、それがないなど、管理や意識も不十分である

ふうに思われます。さらに、本來、湯漬け直前に

それをチェックする監視員が立つておるべきですが、それがないなど、管理や意識も不十分である

ふうに思われる。さらに、死んだ鶏が市場に出回らぬふうに思つております。

しかも、このように死んだ鶏が市場に出回らぬふうに思つております。

この解説方法、たくさんあると思いますが、やはり意識をしっかりと高めていくということ、そして監視を増員させること、当然必要だと思いま

す。こういったことで、欧米では、施設自体を失敗がより少ない施設へと更新していくことでこれらの事例は大幅に減らしていくことができるわけ

です。

そこで、いつも私が比較し取り上げている〇I

Eの動物福祉規約の七の五章には、動物の屠畜の

部分には、意識ある又は生きた鳥が液体加熱タン

ク処理装置に入ることがないよう最大限の努力が払われるものとすると禁止事項に強く訴えられて

いるのですが、先ほどお話しさせていただいた事象は、これはもう動物愛護管理法に違反してい

るところがございます。しかし、現在、この日本

では、放血不良で苦しんで死んだ鶏の数が過去十

年間見ても減少していないんです、変わつていな

い。先ほどお話しさせていただいた、二〇一七年度には四十七万羽が熱湯に生きたまま入れられて、苦しみながら死んでしまう。そしてそれが食べられるわけではなく廃棄されてしまう、こういう事態がまさに今起つています。

この食鳥処理場の中で起つてること、環境省は厚生労働省の管轄であるといふうに言われておりますが、厚生省は、過去の委員会答弁の中では、こういう事態が判明した場合には、食鳥処理場の経営者は、不必要的苦痛を与えたとして有罪判決を受けている。こういう事例もあります。このときの報道によれば、鶏たちは、二分間生きたまま熱湯の中で苦しんで死亡したという調査結果が出ておりますが、やはりこれは当然日本でもしたけれども、非常に人道的な観点から見てもこれは看過できるようなものではありませんし、国際基準に照らし合わせても、現在の国内法違反であるるものとして、これはゼロにするべきだとうふうに思つております。

しかし、このように死んだ鶏が市場に出回らぬふうに思つております。

いとことは、別の観点からいえば、先日も食品ロス削減推進法が可決いたしました、私も消費者問題特別委員会の中で質問に立たせていただ

たり、決議文を各党根回しをさせていただいて提出させていただいたという観点からもありますので、こういった観点からもやはりこれはゼロにし

ていくべきだとうふうに思つております。

この件について、環境省として改善の意思はあるのか、さらに、現在も連絡会議等を行つておりますけれども、各関係省庁と連携をして早急に改善に取り組むべきだと思つておりますが、環境省の見解を伺いたいと思います。

○正田政府参考人 お答えいたしました。

環境省では、動物愛護管理法に基づきまして、産業動物の適正な取扱いを確保するため、飼養者等が遵守すべき産業動物の飼養及び保管に関する基準を定めるとともに、動物を殺処分しなければならない場合には、その動物にできる限り苦痛を与えない方法によることを動物の殺処分

に関する指針において定めているところでございます。

また、産業動物への対応につきましては、関係省庁との連絡会議を設けまして、情報共有等を通じてその連携を図つておるところでござります。

御指摘のございました廃棄処分になる鳥の放血不良の件につきましても、定期的に実施してございます関係省庁との打合せにおいて情報共有され

たところでござります。

引き続き、産業動物の適正な取扱いが浸透していくよう、関係省庁との密な連絡体制を確保してまいりたいと考えております。

○堀越委員 正田局長、ありがとうございます。

動物福祉に対して大変理解していただいている

局長でございますので、これからも連絡会議の中で、実効性が保たれる、そういう制度をしっかりとつけていただきたいというふうに思っています。この食鳥処理場での処理の方法に関して、やはりこれはもう一度改め直さなければいけないというふうに思っています。

やはり、意識を失わせていない状況の中では、ベルトコンベヤー式に運ばれる装置の中に足をひっかけて、そして運ばれるという状況では、当然鶏はばたばた動きますから、ネットカットが失敗するということは当然考えられるわけでございます。

ども、この手法 자체、環境省としても大変望ましいというふうに考えておるところあります。

一方、かい掘りを行う際には、在来種、日本、昔からの種にできるだけ影響が出ないよう、実施方法や時期を考慮するというようなことも大切だと考えております。

このような点にも配慮しながら、引き続き、かい掘りを始めとしたさまざまな手法により、各地における生態系保全の取組が一層進んでいくといふことを期待しております。

○堀越委員 大臣、ありがとうございました。

このかい掘りは、本当に生物多様性の観点からも取り組んでいかなければいけない。そして、環境教育、ここも本当に重要なことだと思っています。

やはり、なかなか自然に触れ合うことが少なくなってきた都市の子供たちに対する、循環の中で私たちは生きているんだという認識を持ちづらい、そういう子供たちも今多いと思いますので、この環境教育の観点からもぜひ大きく進めていただければと思います。

時間がもう残すところあと少しになりましたので、最後の質問に移らせていただきますが、やはり、私が敬愛している自然系職員、レンジャーが活躍する尾瀬国立公園におけるニホンジカの対策について伺いたいと思います。

私の地元である群馬県、福島、栃木、新潟の四県にまたがる尾瀬国立公園ですが、やはり、もう皆さん御存じのとおり、生物多様性の象徴であり、そしてさらに、自然環境豊かな国立公園になるわけですが、これまでに何度も開発の危機というものがありました。しかし、地元の皆さんや各種関連団体の皆さんのおかげで本当に今も自然豊かな、まさに自然保護の原点と言つてもいい環境が整っているわけです。

しかし、これが、今、鹿による食害というのが非常に大きな問題となつておりますし、ミズバショウが食害によつて壊滅的な被害を受けるという状況もありますし、ニッコウキスゲを始めと

する高山植物も食べられてしまうことが起つています。もともと鹿の生息域ではなかつたんですが、これが、鹿がふえてきたことによつて、この多様性を象徴する国立公園の尾瀬の環境が、今、食害によつて大変被害に遭つております。

これについて、ニホンジカ対策、この群馬県においても、国に対する政策要求としてニホンジカ対策の強化というのが挙げられておりますけれども、これは、農林水産省、さらに環境省、取り組んでいるものと承知をしておりますが、鹿侵入防止柵の設置あるいはミズバショウの植栽、さらには鹿の捕獲、進められていると思いますが、現在行われている具体的な内容を伺いたいのと、あとは、ボランティア参加による活動も多いと思いますが、その点についてもあわせて伺いたいと思います。

そして、さらに、鹿の食害は農林水産分野でも多く見られておりまして、農林水産省として対策を講じておりますけれども、やはり、国立公園を所管する環境省はこの尾瀬国立公園に対してしっかりと連携をして取り組んでいかなければいけないという問題でもあると思いますので、この辺について、ニホンジカ対策をより実効性あるものにするべきと思っておりますが、環境省の見解を伺いたいと思います。

○正田政府参考人 お答えいたします。

尾瀬につきましては、委員から御指摘ございましたように、一九九〇年代半ばにニホンジカの生息が確認されて以来、ニホンジカによつて湿原を始めとする植生の攪乱が顕在化したところでございまして、尾瀬本来の生態系に影響が及んでいるところでござります。

このため、尾瀬国立公園におきましては、平成二十年度に策定いたしました尾瀬国立公園シカ管

す。

さらに、今年度からは片品自然保护官事務所にて、新たに鹿管理対策専任の専門員を配置いたしまして、ニホンジカ対策の企画立案や調査等の実施体制の強化を図つたところでございます。

次に、ボランティア活動について御指摘がございまして、尾瀬国立公園におきましては、尾瀬の自然保護に取り組んでござります尾瀬保護財団が募集する尾瀬ボランティアを始めといたします

て、多くの方々が、さまざまな形、例えば鹿柵の設置等、こういったことに御参加いただいておるところでございまして、こうしたボランティア活動は、尾瀬の貴重な自然を国民の宝として大切に保護し、将来へと引き継いでいく上で重要な役割を果たしておると承知しているところでござります。

また、関係機関等との連携でございますが、環境省におきましては、平成二十一年に、関東森林管理局を中心とする関係機関、自治体等が参加する尾瀬国立公園シカ対策協議会を設置いたしまして、尾瀬国立公園シカ対策方針を策定し、鹿対策の強化に取り組んでござります。

尾瀬国立公園におきまして、そこにおける貴重な生態系を保護するため、引き続き、関係機関と連携して対策を強化してまいりたいと考えております。

また、関係機関等との連携でございますが、環境省におきましては、これまで、このPFOS及びPFOAにつきましては、水環境保全に向けた取組のための要調査項目に位置づけをいたしまして、各都道府県一ヵ所程度の公共用水域において調査をしてきたところでございます。

また、一般環境中の化学物質の把握を目的とした化学生態調査におきましても、PFOS及びPFOAについて、全国の四十八地点で水質の残留状況の調査を実施してまいりました。

一方で、沖縄県内の米軍基地周辺の河川、地下水からPFOS及びPFOAが検出されている状況を踏まえまして、これまで沖縄県において実施してこられた水質調査の詳細ですとか今後の対応についてお話を伺いながら、環境省としての対応を検討してまいりたいと思っております。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。厚生労働省でございます。

御指摘のありましたPFOS、PFOAにつきましては、我が国の水道の水質の基準値等においては、毒性評価が定まらないこと等から、平成二十二年に、必要な情報、知見の収集に努める要検討項目とし、現在、水道水における検出状況や最新の科学的知見等の情報収集に努めているところ

するという大変前向きな答弁をいただいております。しかし、その後も、沖縄の地元では、京都大学の調査によつて、普天間飛行場周辺住民の血液中の有機弗素化合物の濃度が全国平均値の四倍から五十三倍という、実際にショッキングな報道もなされております。

飲水、環境に対する住民の不安を考えた場合、迅速な対応が求められている事態だというふうに認識しておりますけれども、その後の各省庁の取組はどのように進展したのか、そして今後の対応について各省庁の御見解を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中政府参考人 まず、一般環境中の対応について、環境省の方から御説明をさせていただきます。これまで御説明をさせていただいておりますが、環境省いたしましては、これまで、このPFOS及びPFOAにつきましては、水環境保全に向けた取組のための要調査項目に位置づけをいたしまして、各都道府県一ヵ所程度の公共用水域において調査をしてきたところでございます。

また、一般環境中の化学物質の把握を目的とした化学生態調査におきましても、PFOS及びPFOAについて、全国の四十八地点で水質の残留状況の調査を実施してまいりました。

一方で、沖縄県内の米軍基地周辺の河川、地下水からPFOS及びPFOAが検出されている状況を踏まえまして、これまで沖縄県において実施してこられた水質調査の詳細ですとか今後の対応についてお話を伺いながら、環境省としての対応を検討してまいりたいと思っております。

○秋葉委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 国民民主党・無所属クラブ、屋良朝博でございます。よろしくお願ひいたします。

今月十日の当委員会で、米軍基地周辺の一般河川や地下水から高濃度で有機弗素化合物、PFOS、PFOAが検出されたという問題を取り上げさせていただきました。さうは、その後、政府、関係省庁の対応について教えていただきたくて、改めて質問させていただきます。

その委員会で、原田大臣には、政府として調査

汚染についてこういうふうに指摘しております。

一旦地下水が汚染されていると、自然の浄化作用で水質改善は困難である、健康リスクについては、直ちに人の健康への影響が顕在化されているわけではないが、飲み水に供されている地下水汚染の実態がある以上、人に対する健康影響リスクが存在する。水質汚濁防止法の目的である国民の健康保護、生活環境の保全に支障を生じさせるというふうに明記されております。

だから、私は、防衛省政務官のただいまの答弁、WHOの基準値がないということをもって、まだ知見の収集が必要だというふうな事態ではもうないんじやないかと。既にJEGSではPFO Sについて規定が、規定というか、記載されている物質なんですね。そうすると、自然にとか、もう当然のことながら、アメリカ側と交渉して、今、沖縄や、沖縄だけではないですよ、横田や山口県の岩国でも見つかっているわけですか、そのような対応をやるというのが普通の流れだというふうに思つていています。

地下水が汚染されているということは、帯水層など地層も汚染されている可能性が高い。沖縄県の調査でわかつた地下水汚染は、もはや取り返し

です。

環境省にお伺いしたいんですけども、この状態で地層は一体どのようなことになつていてるのか、汚染の範囲が一体どのくらいのものになつているのかということを、もし知見がございましたら、御答弁をお願いします。

○田中政府参考人 先生御指摘のとおり、沖縄県が実施された調査におきまして、米軍基地周辺の地下水の一部からPFO S及びPFOSが検出されているということは承知をしております。

御質問の点でござりますけれども、地下水の流向ですとか流速、それから場所、あるいは季節によつて動きが異なるということともございます。地下水中の汚染物質の挙動は複雑でござりますので、現時点の情報をもつて濃度分布などを正確に

判断するということは難しいと認識をしているところでございます。

○屋良委員 そうすると、これはもう可能性のあるかもしれない。そもそも対象になる

界でしかないんですけれども、もしかしたら広範に及んでいるかもしれません。

○原田国務大臣 そうですね。それは当然想定されるものでございます。

なので、三年前から沖縄県は立入りを求め、そしてサンプリングもさせてくれというふうに求め

ているわけですけれども、日米の間で既に環境補足協定というものが締結されております。このよう

な事故が発覚した場合には、米側は速やかに通報し、日本側は立入りも含めてサンプリングもでき

るような、そんな取決めがなされている。その申請に対しても、米側は迅速に対応する、そういうフレームワークが既にあるわけです。

なぜそれが今回使われなかつたのか。外務省、よろしくお願ひします。

○船越政府参考人 お答え申し上げます。

PFO S及びPFOSにつきましては、関係省

府から御答弁を申し上げましたとおり、引き続

き、リスクに関する知見の集積が必要な物質であ

ると承知しております。

環境補足協定に関する立入りの手続につきま

しては、環境に影響を及ぼす事故が現に発生し、そ

れにつきまして米側からの情報提供を端緒として

実施されるものでございまして、同協定に基づく立入りについては、これまで行われておりませ

ん。

すよ。今の御答弁では、米側からの情報を受けた上で物事が動くんだというふうに受けとめられるんですけれども、もう一度、その辺、よろしくお願ひします。

○船越政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど関係省庁から御答弁申し上げております

とおり、米側に対しましては、沖縄県を始めとして、関係の自治体の方々が本件について懸念を有

していることを含めて、しっかりと伝達をしてい

るところでございます。

ただ、環境補足協定に基づく立入り手続につきましては、まだ、米側からのそうした情報提供、

環境の事故が現に発生したという情報提供を端緒として実施されるものということになつております。引

き続き、ちょっとこの問題、追及させていただきたいんですけども、環境補足協定では相互で情報を交換し合うことになつては、これまで実現していないところでございます。

○屋良委員 今のお答え、ちょっと納得いかない

んですけども、環境補足協定では相互で情報を交換し合うことになつては、これまで実現していないところでございます。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

米軍基地内における環境管理のあり方について

は、厚生労働省としましては申し上げることは控

えるところでございますけれども、PFO S、PF OAに関しては、現在、水道水における検

出状況あるいは最新の科学的知見等の情報収集に努めているところでございます。

引き続き、科学的知見を収集しながら、専門家の意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考

えております。

○鈴木(貴)大臣政務官 防衛省といたしまして

は、関係省庁と連携をし、JEGSの遵守を含

め、米軍が環境保護及び安全への取組を適切に実

施するように引き続き働きかけており、これからもまたあらゆる機会を捉えて働きかけてまいりた

<p>沖縄県民の皆様の不安を払拭できるよう、関係省庁としっかりと連携をさせていただきまして、頑張らせていただきたいと思っております。</p> <p>○屋良委員長 屋良君 先ほどの中村局長の件については、今本省に日時を問い合わせていますので、この委員会中に、あと古屋先生かどなたかが終わつたら、わかり次第、答弁はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>わかる、わかつた、じゃ、お願ひします。</p> <p>○中村政府参考人 先ほどは失礼いたしました。</p> <p>二十八年の一月に沖縄県から要望をいただきましたして、米側に伝達をしましたのは「二十八年一月の二十一日でございます。(屋良委員「二十一日、同じ年の」と呼ぶ)はい、さようでございます。二十八年の一月でございます。</p> <p>○屋良委員 ありがとうございました。</p> <p>○秋葉委員長 次に、古屋範子君。</p> <p>○古屋(範)委員 公明党的古屋範子でございます。</p>
<p>本日は、動物愛護管理をめぐる諸課題について質問をしてまいりますので、よろしくお願ひを申上げます。</p> <p>犬や猫などの動物虐待、悪質なブリーダーによる劣悪な環境下での飼育など、動物に関する悲惨なニュースが後を絶ちません。動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護管理法ですけれども、動物の虐待防止などを定めた法律でございます。しかし、動物愛護団体などから現行の法律が不十分であるという指摘がございまして、超党派で改正案が議論をされ、今国会、成立を目指しているといふことでございます。</p> <p>公明党におきましては、動物愛護管理推進委員会、委員長の中野洋昌衆議院議員を中心いたしまして、動物虐待を犯した者に対する厳罰化、また、犬、猫の飼い主を特定するマイクロチップ装着の義務化等々、動物愛護管理法の改正に積極的に取り組んでまいりました。きょう起草が予定をされているわけでございますけれども、この改正</p>
<p>案の一刻も早い成立が期待をされているところでございます。</p>
<p>現行法の七条、これは、動物の所有者又は占有者の責務等が規定をされております。第一項には、動物のその種類、習性等に応じた適正な飼養、また第二項には、感染症、疾病について正し</p>
<p>い知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならないということが規定をされております。</p>
<p>しかし、命あるものであるにもかかわらず、工場のように大量生産をしている、そういう繁殖業者もおります。また一方で、捨て猫を飼つてい</p>
<p>て、不妊、去勢をせずに、繁殖の繰り返しで徐々に数がふえて、飼育不能、ごみ屋敷化、近隣トラブルを起こすなどなど、多数の動物を劣悪な環境で飼育をしている、異常に繁殖をしてしまう、いわゆる多頭飼育崩壊と呼ばれるよう、飼育ができるない数の動物を集めてしまつという事件も起きているわけであります。</p>
<p>そもそも、ペットの飼い主等動物の所有者における劣悪な環境下での飼育など、動物に関する悲惨なニュースが後を絶ちません。動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護管理法ですけれども、動物の虐待防止などを定めた法律でございます。</p>
<p>適正飼養とは一体どういうことなのか、こうした具体的な理解が進んでいないことが問題だと思います。</p>
<p>適正飼養とは何か。動物の衣食住がどうか、きちんととしているかなど、最低限必要なことを示していく必要があると思っております。また、近隣住民に迷惑を及ぼさないような、そういう飼い方</p>
<p>こうした予防について、飼う前に適正な飼育のための講習会を受講される、こうした取組も重要であります。</p>
<p>初めに、適正飼養とは何か、飼い主等における適正飼養を確保するための基本的な考え方を伺い</p>
<p>ます。</p>
<p>また、一般的飼い主が不適切な飼養管理を行わ</p>
<p>ないようにするために、適正飼養を飼い主に浸透させる取組、不適切な飼養に対する対策の強化についてお伺えを伺います。</p>
<p>○正田政府参考人 お答えいたします。</p>
<p>まず、適正飼養についてでございますが、適正飼養とは、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情を持つて動物がその命を終えるまで、継続して飼養することでございまして、その趣旨を動物愛護管理法に基づいておりまます。</p>
<p>そうした適正飼養を浸透させるためには、飼い主の意識の向上による飼い主責任の徹底が重要と考</p>
<p>えておりまして、環境省におきましては、そのためのパンフレットやパネルを作成、配布し、自治体や関係団体の取組を支援しているほか、動物愛護週間に合わせまして、自治体や関係団体と共にイベントを開催するなどの取組を進めております。</p>
<p>また、虐待等の不適切な飼養に対しましては、自治体の職員が適切に対応できるように、事例集の作成でございますとか研修の実施などにより、その対応力の強化を図っているところでございま</p>
<p>す。</p>
<p>また、虐待等の不適切な飼養に対しましては、自治体の職員が適切に対応できるように、事例集の作成でございますとか研修の実施などにより、その対応力の強化を図っているところでございま</p>
<p>す。</p>
<p>○古屋(範)委員 私も犬が好きで、今は飼つてお</p>
<p>りませんが、かつて飼つておりましたが、飼い主によつて何が適切な飼い方かという基準がやはりさまざまあるなという気はいたしております。</p>
<p>ですので、法律に動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化することが必要なのではないか、</p>
<p>このように考えております。</p>
<p>次に、マイクロチップの義務づけについてお伺いをしてまいります。</p>
<p>確実な所有明示を進めるために、やはりマイク</p>
<p>ロチップの装着の義務化ということが効果的だと考えております。マイクロチップは、家庭動物の遺棄、盗難を予防しますし、保護動物の飼育者への返還率の向上から、処分数を削減していくこと</p>
<p>が見込まれております。さらに、生産、流通、飼育履歴に関するいわゆるトレーサビリティを確</p>

や、動物虐待を科学的に評価できる人材を評価するための研修を実施することとあわせまして、さらに、平成三十年三月に設置いたしました動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会におきまして、自治体の取組がより一層適切に推進されるよう、現行の基準の具体化等を図つてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 最後の質問に飛ばさせていただきます。

今回、きょう起草される予定でございますが、改正によって諸施策を着実に実行していくため

に、動物愛護行政を担う都道府県、政令市、中核

市などの体制整備が必要であります。この動物愛

護の行政は、非常に幅広い、先ほども言いました

取扱業者の取締りであるとか、ペットをめぐる地

域社会のトラブル解決、また、すぐれた飼い主を

育成するための普及啓発、非常に職務が多いわけ

であります。こうした諸施策を着実に実行するた

めに、自治体が法律に従つて有効な行政を行える

よう、必要な体制また職員の充実に向けて國と

して最大限支援をしていただきたいと思います。

これについて見解を伺います。

○正田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘ございましたとおり、動物を取り扱

う業者等に対する規制の運用でございますとか、

犬、猫の引取り等、動物愛護管理法に基づく各種

の事務につきましては、都道府県を始めといたし

ます自治体の自治事務として行われているところでござります。

環境省におきましては、飼養管理に係る基準の策定でござりますとか、自治体に対する技術的な

助言、さらには、自治体の担当職員がさまざまな

課題や基本的な考え方の専門的な知識を得てでき

るよう、毎年、動物愛護管理研修を開催してござ

ります。さらには、各種課題に応じた研修会等も

実施してきたところでござります。

環境省といたしましては、こういった取組を通じまして、引き続き、自治体において実効性のある円滑な実務が展開できるように取り組んでまい

ります。

りたいと考えております。

○古屋(範)委員 本日起草予定でございますけれども、この改正案が成立することによりまして更

に動物の愛護、管理が向上することを期待して、質問を終わりたいと思います。

○秋葉委員長 次に、田村貴昭君。

きょうは、エネルギー政策について質問しま

す。

大臣、きょうは九州電力の原発とそれから出力

制御のことについても質問しますので、最後にお

答えいただきたいというふうに思います。

九州電力川内原発の特定重大事故等対処施設、

いわゆるテロ対策施設の建設が大幅におくれて、

ると原子力規制委員会で報告されています。設置

期限に対しても、どういう状況になつていてるんでしょうか。

大臣、きょうは九州電力の原発とそれから出力

制御のことについても質問しますので、最後にお

答えいただきたいというふうに思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のよう、昨年十月十三日以降五十六回、四月以降で三十回の出力制御という状況は、従前に比べますと、出力を制御しないと電力安定供給ができないという状態に九州電力の管内では至ってきたということのあらわれかと認識してきました。このことは認識してございます。

一方で、出力制御自体は、春、秋といった、需要が少なくて、一方、太陽光発電の発電効率が高い時期に集中的に生じるところでございまして、全体で見ますと、まだそれほど高い状況ではない。ただ、これから後だんだん高まっていくであろうということは認識しているところでございました。

一方で、太陽光発電のような変動する再生エネルギーを系統に接続する上では、一定の再生エネルギーが、電力安定問題が生じるときには制御するという前提のもとで接続をするが、そういうことにして、もうそこに、あふれるようだつたらつながらないか、どちらかになるわけでございました。

○田村(貴)委員 いやいや、諸外国では、電力別に出力を抑制していく、そういうやり方もあります。日本のように、最後の最後に停止を求める、原発が優先される優先給電ルールこれはやはり時代であります。そういう指摘をする識者の方もおられます。あらかじめ電源別の順位を決めずに、市場に任せた欧州の仕組みの方が恣意的でなくフェアだと、都留文科大学の高橋先生も主張されています。そういう専門家、識者の声にも耳を傾けるべきではありませんか。

そして、今まだマックスではないというふうに

おっしゃっているんですけれども、四月から三十六回、出力制御されているんですよ。そして、せつは、従前に比べますと、出力を制御しないと電力安定供給ができないという状態に九州電力の管内では至ってきたということのあらわれかと認識してきました。

一方で、出力制御自体は、春、秋といった、需要が少なくて、一方、太陽光発電の発電効率が高い時期に集中的に生じるところでございまして、全体で見ますと、まだそれほど高い状況ではない。ただ、これから後だんだん高まっていくであろうということは認識しているところでございました。

一方で、太陽光発電のような変動する再生エネルギーを系統に接続する上では、一定の再生エネルギーが、電力安定問題が生じるときには制御するという前提のもとで接続をするが、そういうことにして、もうそこに、あふれるようだつたらつながらないか、どちらかになるわけでございました。

○田村(貴)委員 お答え申し上げます。

これはヨーロッパの例も同様でござりますけれども、一定の制御を前提とした上で系統への接続を進めていくという方針で現在取組を進めているところでございまして、今後ともこの主力電源を図つていく上ではこのことが必要かと認識してございます。

○田村(貴)委員 いやいや、諸外国では、電力別に出力を抑制していく、そういうやり方もあります。日本のように、最後の最後に停止を求める、

原発が優先される優先給電ルールこれはやはり時代であります。そういう指摘をする

識者の方もおられます。あらかじめ電源別の順位を決めずに、市場に任せた欧州の仕組みの方が恣意的でなくフェアだと、都留文科大学の高橋先生も主張されています。そういう専門家、識者の声にも耳を傾けるべきではありませんか。

ざいません。

○田村(貴)委員 確認しますけれども、十から五百キロワット未満の設備について、これも制御の対象としていくことの検討があつてあるんです。それはもう決まつたんですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

九州では、月に五万キロワットのペースで太陽光発電が今ふえています。これは喜ばしいことですよね、歓迎すべきことですよ。首を振つておられるから、うなづいておられるから、そうなんです。委員会でも確認しました。大臣、これはいいことですよ。自然エネルギーがずっとふえてきた、いいことなんですよ。

だけれども、このままいつたら、もしかした

ら、十から五百キロワット未満、最悪の場合、家庭用の太陽光発電、こうしたものも制御されてしまうのではないかといった懸念が今生じているわけなんですけれども、既にもうこういう検討に入っているんですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員から今お尋ねありました、再生エネ導入を進めしていくという方針で現在取組を進めているところでございまして、今後ともこの主力電源を規模をふやしていくためには、これはどうしても変動してしまうのですから、出力制御ということを前提とした上で接続をふやしていくということは、我々は引き続き進めていきたいと考えてございます。

一方で、今のお尋ねにございました、家庭用の

界というのが日本の系統事情を考えますとどうし

ても生じているところでござりますので、主力電源化を進めていく上で、引き続き現行の方針で進めてまいりたいと考えてございます。

○田村(貴)委員 去年の臨時国会で、私は、この問題を質問しましたけれども、去年の当時の九州電力のホームページから見ますと、接続検討申込み、これが、二百六十五万キロワットから百二十三万キロワットに下がっている。接続契約申込みも、三百五十万キロワットから二百三十三万キロワットに減っている。接続済みのもの、それからこれから検討、接続を予定しているもの、これを全部含めて、合計数字が千七百九十四万キロワットから千六百七十六万キロワット。去年は十一月十九日時点での数字を使って今数字を出しました。

結局、せつからく発電所をつくって、そして、売電もしよう、そして再エネを広げようといつて、これだけ出力制御にかかるんだつたら、いや、もう計画をやめてしまおうかと、その気勢をそぐ結果になつてているのではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

九州電力の管内では、既にことしの四月時点で八百六十万キロワットという大量の太陽光発電が接続してござります。更に申し上げますと、接続済み、すなわち運転開始となる太陽光発電についても、平均で月当たりで約七万キロ、近時で申し上げますと、というペースで引き続き増加を続けているところでござります。

こうした中で、委員御指摘のように、太陽光発電の接続契約の申込み若しくは検討の申込み数の合計 자체は、昨年九月以降減少傾向にあることは認識しているところでござります。

ただ、この要因についてはさまざまのが考えられるところでございまして、そもそも九州電力管内においては非常に多くの発電の申込み数がつてございまして、運転開始がされていくつて、

そうではなく、できるだけたくさん事業者の方々に負担を共有していただきながら、できる限り多くの再生可能エネルギーを系統につないでいるべきではないかという議論が現在審議会の中ではなされておりまして、委員御指摘のような十から五百の部分についての発電所についても出力制御の対象に加えるべきではないかというような議論が今行われているところでござります。

○田村(貴)委員 そうすると、太陽光発電の事業者に対して、事業所に対して接続をこれからもふやしていきたいとする今の答弁と矛盾するじゃないですか。接続をふやしていきたいというのに、接続はどんどん減つていてるわけですよ。更にその対象もふやしていくというのは矛盾していませんか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

接続をふやしていくことと出力制御の対象をどうしていくかということと同時に成り立つ得るものだと認識してございます。

繰り返しになりますけれども、出力制御の対象があふえて、量が減ることが重要であるという部分についても制御をしない方向で運用を進めてござります。ここについては、今のところ変わりは

どんどんその母体がだんだん減つてきていたという状況、さらには、委員御懸念、御指摘を頂戴しておりますように、出力制御が生じてしまうではないかというものもあるかもしれません。

ただ、むしろ、考えておりますのは、昨年十月の審議会等で、接続の予定をしていましただけれども動かさない、未稼働の案件というのがたくさんございまして、これへの対策すなわち調達価格の引下げの議論ですとか、さらには、工事費、系統の負担金の契約を締結しない又は締結したが負担金を支払わない事業者の接続の解除、開放といたものの手だて、準備を進めているところでございまして、そういう中で、熟度の低い事業者が申込み等を取り下げる動きが生じていることも認識してございます。

一方で、発電事業者の事業の予測可能性を高めることが重要でございます。そういう観点で、出力制御の見通しにつきましては、国の審議会において公表するとともに、エリアごとの一時間単位の発電、電力消費量の実績など、さらなる情報公開を進めてまいりまして、発電の投資がシユリンクしていかないように取組を進めていきたいと考えてございます。

○田村(貴)委員 いろいろいろいろおっしゃるんだけれども、私がきょう指摘した問題を解決する方向性が示されていないんですね。

最大の問題は、大臣、やはり原発ですよ。

川内原発が一基で百七十八万キロワットです。玄海原発が一基で百八十八万キロワットです。合計二百九十六万キロワット。約三百万キロワット。電力会社ごとに見て、これだけ原発を動かしているところは九州だけですよ。その九州が、何度も答弁あつたんだけれども、一番太陽光発電の普及が進んでいるんですよ。

ですから、この問題を解決するためには、やはり原発を止めないとだめなんですよ。抑制しないとだめなんですよ。こんなに原発を動かしているところはないじゃないですか。

原発に極力依存しない、そうですね、政府の

方針。再エネを最大限ふやしていく、そ�ですようないかといふに考えております。そこで、出力制御は、こういう状況でいつね、政府の方針は、この政府の方針にも矛盾するわけなんです。出力制御は、こういう状況でいつたら、平日もやっているわけですから更に続いていくことになりますよ。事業者の発電ができるない、こういう状況を続けていいんですか。再エネ普及のそういう事業者の意欲をぐこことを続けて行政と政治の役割ではありませんか。

大臣にお尋ねします。

事実、今、東京電力管内、中部電力管内、原発を動かしていないません。三・一以降、福島事故以降、原発を動かさなくても電気を供給している、そういう歴史を私たち歩んでまいりました。私は、九州こそそれが可能な地域だというふうに思っています。省エネ、再エネの拡大で原発ゼロの日本を目指していく、大臣はやはり九州でこの立場をぜひ推進していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○原田国務大臣 今、田村委員がお話しになつたそれぞの点でござりますけれども、おっしゃるようすは、当然のことながら、省エネルギーの徹底、さらには再生エネルギーの開発、こういうことによってそれを実現しようということでござります。

ただ、実際の運用に当たっては、実は各エネルギー政策についてそもそも分担がございまして、エネルギー政策については資源エネルギー庁、経済産業省がしっかりとこれから安定供給も含めて議論しているところでありまして、その安全性について、これは当然のことながら原子力安全規制、規制委員会が対応する、その地域の安全性の管理については、これは防災対策という形で環境大臣がしっかりと対応しているところであります。

いずれにいたしましても、御意見をいただきたいところでありますけれども、その辺も含めて

これからしっかりと政府の中で議論していくべきやいけない、こういうふうに考えているところがあります。

○田村(貴)委員 再生、自然エネルギーの拡大を一番阻害しているのは原子力発電所にある。原子力発電にある。ですから、私は、原発最優先の優先給電ルール、これは見直すべきだということを強く要求して、きょうの質問を終わります。

○秋葉委員長 次に、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、とかしきなおみ君外三名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フオーラム、国民民主党・無所属クラブ及び公明党的共同提案により、お手元に配付いたしております動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。生方幸夫君。

○生方委員 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申上げます。

動物は、我々人類にとって利用の対象であるとともにかけがえのない伴侶であり、大切に取り扱われなければならない存在であると同時に、適切に管理されなければならない対象でもあります。

これまで、動物の愛護と管理の取組を車の両輪として進めていくことを通じ、人と動物が共生する社会の実現に向けて、国、地方自治体、民間の団体など、多様な主体による連携、協働が図られてまいりました。

このような動物の適切な取扱いについて規定する動物の愛護及び管理に関する法律は、昭和四十一年に動物の保護及び管理に関する法律という名

称で議員立法により制定された後、平成十一年、同十七年及び同二十四年にいすれも議員立法で改正され、現在に至っております。過去三回の改正により、ブリーダーやペットショップに代表される第一種動物取扱業に対する規制が大幅に強化され、罰則も段階的に引き上げられてまいりました。

平成二十四年の前回改正では、同改正法の附則において、施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされ、特に、幼齢の犬、猫の販売時の日齢に関する規制や、マイクロチップの装着義務づけに向けた検討については、同附則においても、必要な検討を加えるものとされていたところです。

他方で、劣悪な飼育環境で極端な多頭飼育を行なう動物取扱業者による不適正飼養の問題は依然として数多く報告されております。動物の福祉の観点から動物の適正な飼養環境の確保が求められる中、動物取扱業のさらなる適正化を求める声も高まっています。

また、動物愛護センター等における犬、猫の殺処分頭数については、地方自治体による引取り数の削減や動物愛護団体等による譲渡に向けた不断の努力の結果、平成二十四年度の約十六万二千頭から、平成二十九年度には約四万三千頭にまで大幅に減少いたしました。平成二十四年の法改正では、引き取った犬、猫について、殺処分がなくなりることを目指して、返還又は譲渡に努めるものとすることが明記されたところであり、さらなる努力が望まれているところであります。

さらに、動物をみだりに殺し、又は傷つける力が望まれているところであります。

こうした状況を踏まえ、動物取扱業のさらなる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、本起草案を得た次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化を行うこととしております。

第二に、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等を進めるために、登録の際の拒否事由の追加、飼養又は保管に係る遵守基準の明確化、出生後五十六日を経過しない犬、猫の販売等の制限などを規定しております。

第三に、動物の適正飼養のための規制の強化として、犬、猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化、都道府県知事による不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等の実施、特定動物に関する規制の強化、動物殺傷罪、虐待罪等に対する罰則の引上げなどを規定しております。

第四に、都道府県等の措置等の拡充として、動物愛護管理センターの業務、動物愛護管理担当職員の位置づけ、所有者不明の犬、猫の引取りを拒否できることなどを規定しております。

第五に、犬猫等販売業者にマイクロチップの装着、登録を義務づけることなどを規定しております。

その他、獣医師による虐待の通報の義務化などを規定しております。

なお、この法律は、マイクロチップの装着義務化など一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○秋葉委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、

順次これを許します。堀越啓仁君。

○堀越委員 立憲民主党・無所属フォーラムの堀越啓仁でございます。

私は、議員になる以前からこの動愛法に関して関心が高いものでございますので、こうして質疑的発言の機会をいただきましたこと、まず心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは早速、動議提出者の生方先生に伺いたいと思いますが、まず最初に、動物を殺す場合の方法についてござりますけれども、第四十条第

三項に、動物を殺す場合の方法に関し、必要な事項を定めるに当たっては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法についての国際的な動向に十分配慮しなければならないとあります。

そこで、今でも多くの動物を二酸化炭素により殺処分しておりますけれども、これはこの国際的な動向に沿うものなのかなと、この法律によります。

○生方委員 我々がこの法律をつくるときに、二〇二〇年にオリンピックが開催されることで、いよいよ二〇二〇年にオリンピックが開催されることになりました。

を契機として取り組んでいかなければいけない喫緊の課題だと思いますが、この点につきまして、環境省の見解を伺いたいと思います。

○正田政府参考人 お答えいたします。

動物を安楽死させなければならない場合には、安楽死の方法につきましては、現行法上、できる限り動物に苦痛を与えない方法によつてしまつては、動物の殺処分に関する指針においてその方法を定めています。

今回、環境省におきまして、殺処分の方法を定めるに当たっては、国際的な動向に十分配慮しなければならないこととされており、環境省におきましては、動物の殺処分に関する指針においてその方法を定めているところでございます。

今回、環境省におきまして、殺処分の方法を定めるに当たっては、国際的な動向に十分配慮しなければならないこととされており、環境省におきましては、動物の殺処分に関する指針においてその方法を定めているところでございます。

そこで、今でも多くの動物を二酸化炭素により殺処分しておりますけれども、これはこの国際的な動向に沿うものなのかなと、この法律によります。

○堀越委員 我々がこの法律をつくるときに、二〇二〇年にオリンピックが開催されることで、いよいよ二〇二〇年にオリンピックが開催されることになりました。

そこで、今でも多くの動物を二酸化炭素により殺処分しておりますけれども、これはこの国際的な動向に沿うものなのかなと、この法律によります。

なる条文の中に「専ら」というふうに書かれておりますが、その対象範囲は一体どのあたりを指すのかについてお答えいただきたいと思います。

○生方委員 今回の法改正では、平成二十四年改正時の激変緩和措置を削除し、出生後五十六日未満の販売等を禁止する、いわゆる八週齢規制を完全施行することになつております。

その中で、特例として、天然記念物として指定された日本犬については、出生後四十九日未満の販売を禁止することになつております。

八週齢規制の特例の適用範囲についての御質問ですが、この特例は、天然記念物として指定されている日本犬を繁殖している単犬種ブリーダーが一般の飼養者に直接販売する場合に限つて適用されよう改正が行われるものと承知をしているところでございます。

例えば、アメリカの獣医師会委員会が獣医学的知見に基づき取りまとめられた報告書におきましては、二酸化炭素につきましては、麻酔作用のある吸入薬として、犬、猫に対しては条件付で容認される方法として紹介されているなど、海外においてはさまざまな動向がございます。

環境省といたしましては、このようないくつかの動向を調査し、参考にするとともに、さらには自治体における現場の課題も踏まえながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀越委員 この件については、生方先生、大変苦しい中での今御答弁だったと思いますが、他方、日本犬以外の犬種を繁殖しているブリーダーや、ペットショップの販売を行つているブリーダーについては特例の対象外であり、出生後五十六日未満の販売等が禁止されることになつております。

○堀越委員 この件については、生方先生、大変苦しい中での今御答弁だったと思いますが、やはりこれは、七週齢で規定対象外になる場合には、一般の飼い主に直売する場合、あるいは一つの犬種に限つて繁殖している業者、これも天然記念物を扱うといふこと、これが規制の対象外になります。しかし、二酸化炭素そのものが私は全て悪いかと言われるが、やはり、生体の月齢にあつては、小さい子猫なんかでは麻酔薬が効きにくいですから、いろいろな問題も生じるんだろうと思いまさいますから、この趣旨は、日本からガス室による処分をなくすということが目的であるということを明記しているものだというふうに私たちには解釈をいたしております。

○堀越委員 最近、インターネット等々で、やはり、ガス室に送られる犬や猫たちがおびえている動画等々、あるいは写真等々が出回つて、それは

大きな波紋を呼んでいます。生方先生おっしゃるの

ように、私も、これは二〇二〇年、オリンピック

指定期間に係る特例、いわゆる日本犬の除外規定と

議員立法だからと言われば、そうなのかな

もれませんが、立法事実として、なぜ八週齢の除外規定をつくらなければいけないのかということ

について、私は正直、疑問を持たざるを得ない状況であります。

議員立法だからと言われば、そうなのかな

もれませんが、立法事実として、なぜ八週齢の除外規定をつくらなければいけないのかということ

について、私は正直、疑問を持たざるを得ない状況であります。

については、やはりもつと成熟した議論が私には必要になるのだと思つております。

このことについては国民の皆さんも非常に関心が高くて、この八週齢の除外規定はおかしいといふ声が多く上がり、そして、ネットでの反対署名については、四十八時間で二万筆以上、今は恐らくそれを上回っている数字になつてゐると思いますが、かなり大きな反響を呼んでおりますので、このことについて、私は疑問を持たざるを得ないことがありますし、どうもすつきりしないということを所感として述べさせていただきたいと思います。

そして、次に、装着が義務づけられているマイクロチップについて伺いたいと思いますが、マイクロチップの装着がペットショップから一般的の飼い主への販売時とされるのであれば、装着の目的は、犬の登録同様、個別識別と迷子対策にどまり、トレーサビリティーとは全く関係ない制度となつてしまします。

遺伝的疾患有する個体が市場に流通することを防ぐために、トレーサビリティーシステムの確保は必須であると考えますが、いかがでしょうか。

○生方委員 今回の法改正では、ブリーダー等がマイクロチップを装着し、登録する義務を負つており、当該登録を受けた犬又は猫を取得した者も変更登録の義務を負うことになつております。このため、マイクロチップが装着されている犬又は猫に関しては、流通や所有者の変遷の過程を把握できることから、トレーサビリティーは制度上確保されているものと思います。

政府においては、トレーサビリティーが確実に確保されるように、マイクロチップの装着及び登録に係る制度を広く国民に周知徹底することが求められております。

○堀越委員 所有者明示、そしてトレーサビリティーもこれによつて担保されるということことでございましたので、実効性のあるものになつていて、かどうか、この後、法施行後の取組についてぜひ

注視をしていただきたいというふうに思つております。

そして、やはり、マイクロチップを装着した後

のデータの引継ぎ等についても非常に重要な観点だと思つております。

この改正案成立後のマイクロチップに係るデータの引継ぎは、現在と比較してどのように変わるのかについてお伺いしたいと思います。

○生方委員 現在、マイクロチップの登録は複数の団体によつて行われており、それぞれの団体が

それぞれの目的のために独自の仕組みができ上がつております。

そこで、今回の法改正では、マイクロチップの登録情報を一元的に管理し、迷い犬、迷い猫の所

有者への返還等に役立てるため、国の責任の下、犬及び猫の登録制度を設けることにいたしました。

実際の登録事務につきましては、環境大臣が指

定する機関に行わせることを想定しておりますが、複数の機関が指定を受けることもあります。今回の法改正では各指定登録機関が相互に連携しなければならない旨を定めており、マイクロチップの登録情報が一元的に管理され、より一層有効に活用されることを期待をいたしております。

○堀越委員 ありがとうございます。

やはり、このマイクロチップに係るデータの引

継ぎ、そしてデータの保管というものは非常に重要

な観点であり、トレーサビリティーや所有者明示

にとつてもこれは有効な手段であると思ひます

が、やはり、データが常に上書きされてしまつ

て、その以前の所有者、以前の登録状況等々がわ

が、やはり動物を管理する所管行政というの

動物全般に対するアニマルウエルフエアを確保し

ていきたいたいというふうに私個人は考えておりま

す。

○堀越委員 ありがとうございます。

この連携の強化を図る対象となる機関に

ついて、畜産等の担当部局を追加することとした

ものでございます。

アニマルウエルフエアについては、この後、動

物福祉基本法というようなものをぜひつくつ

て、畜産等の担当部局を追加することとした

ものでございます。

アニマルウエルフエアについても、この後、動

物福祉基本法というようなものをぜひつくつ

て、畜産等の担当部局を追加することとした

ものでございます。

○生方委員 御質問ありがとうございます。

五年ごとに改正をするといふことでございました。

この連携の強化、本当に重要なと思っておりま

す。先ほど一般質問でもさせていただきました

が、やはり動物を管理する所管行政というの

岐にわたっておりますので、農林水産、厚生労

働、そして環境省、これが一体となる、その軸

にやはりなるのがこの動物愛護管理法であるとい

うふうに思つております。

昨今大変な問題となつていて、まだまだ終息

していない豚コレラの問題に関しても、やはり、

殺処分の現場で働く皆さんの精神的負担、あるい

は作業的負担、そして動物に対する苦痛を最大限

なくしていくことに対しても、やはり〇I

Eを始めとする規定の遵守というのが非常に求め

クを迎えるに当たつて、やはり我々が無視することができない畜産関係のアニマルウエルフエアについてでござりますけれども、第四十一条の四項にある各機関との連携の強化は、今後どのようなことを想定しているのか、お伺いしたいと思います。

豚コレラのことに関する限りで言えば、まだまだ、アフリカ豚コレラ等も控えているということもありますので、我が国日本において、この島国の中でしっかりとそれを、疫学的なところからも、このアニマルウエルフエアを進めていくことの重要性というのは大きくあると思っております。

最後になるとおもいますが、生方先生におかれま

しては、前回の改正時に環境委員長をされていた

こと、承知しておりますが、本日の七年ぶりの法

改正に向けて、起草を迎えるに当たつて、ぜひ思

いを伺いたいと思いますが、よろしくお願ひしま

す。

豚コレラのことに関する限りで言えば、まだまだ、ア

フリカ豚コレラ等も控えているということがあり

ますので、我が国日本において、この島国の中で

しっかりとそれを、疫学的なところからも、この

アニマルウエルフエアを進めていくことの重要性

ということを私は期待をしております。

豚コレラのことに関する限りで言えば、まだまだ、ア

フリカ豚コレラ等も控えているということがあり

ますので、我が国日本において、この島国の中で

関し必要な事項を定めることができが求められておりま
す。今回、環境大臣がこの方法を定めるに当たつ
ては、国際的動向に十分配慮するよう改正を行つ
るものでございます。

例えば、世界動物保護協会が公表している「犬

猫の安楽死のための方法」では、犬、猫の安楽死

のため用いられている手段は、推奨、許容、条件

付許容、許容できないの四つに分類されてお

り、二酸化炭素による安楽死は許容できない方法

に位置づけられています。

また、アメリカ獣医師会委員会の報告書においては、炭酸ガスについては、麻酔作用のある吸入薬として、犬、猫に対しては条件付で容認される方法として紹介されています。

環境大臣は、動物を安楽死させなければならな

い場合における安楽死の方法に関し、必要な事項

を定めるに当たつては、このように海外における

さまざまな動向を調査し、参考にしながら取組を

進めていただく必要があるということでありま

す。

ですので、今回も国際的動向に十分配慮する改

正となつております。

○西岡委員 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、動物福祉についてお尋ねをいたします。

小宮山議員は、動物愛護法についても大変熱心に取り組まれておりますし、動物福祉についても大変造詣が深いと認識をいたしております。

国際的な動物福祉の基本原則である五つの自由ということは、一九六〇年代に英国において、家畜の劣悪な飼育環境を改善させるために提唱されたものです。現在では、家畜のみならず、あらゆる人間の飼育下にある動物の福祉というものが基本となつております。

諸外国においては、動物福祉に基づいて、この五つの自由の理念に基づいてさまざまな法整備、施策が行われております。

平成二十四年の改正によって、この五つの自由の趣旨が基本原則に明記されたものとされている

ものの、実際は、恐怖、抑圧からの自由、また本来の行動がとれる自由は盛り込まれておらず、法律に盛り込むべきとの指摘があります。

この動物福祉について、動物の飼養のあり方や政策分野において今後我が国としてどのように取り組んでいくか、その方向性について小宮山議員にお尋ねをいたします。

○小宮山委員 國際的な動物福祉は、委員御指摘のよう、基本原則として定着しております五つ

の自由は、平成二十四年の法改正により、基本原

則に既に反映はされております。

この動物福祉の理念をより一層推し進めるた

め、今回の法改正では、動物の所有者の責務を明

確化するとともに、動物取扱業者が遵守するべき

飼養、飼育の管理、飼養施設の構造等に関する基

準の明確化と規制の強化不適正飼養に対する知

事による指導の拡充等の適正飼養のための規制の

強化等を行うこととしております。

今後も、動物福祉の考え方をよく踏まえ、人と

動物の共生する社会の実現に向けて引き続き取り

組んでいきたいと思っておりますが、まだまだ、

委員御指摘のとおり、今改正におきましても、全

ての動物福祉や、また動物の命を守ることも含め

て、満足のいくところというのはまだ達していな

いのは事実ではございますが、今回の法改正で、

一步でも動物の福祉に近づくこと、そして、必要

であれば、やはり、また新たな法を施行すること

も検討していただきたいと思っております。

どうぞ、委員におきましても、引き続き、動物

愛護そして動物福祉に御尽力いただきますことを

お願いいたします。

○西岡委員 小宮山議員、ありがとうございます。

と一問、質問させていただきます。

近年、動物虐待については、凶悪化、また、インターネットを使った虐待の動画配信など、大変深刻な状況がございます。

この動物福祉について、動物の飼養のあり方や

政策分野において今後我が国としてどのように取

り組んでいくか、その方向性について小宮山議員にお尋ねをいたします。

○小宮山委員 國際的な動物福祉は、委員御指摘の

のよう、基本原則として定着しております五つ

の自由は、平成二十四年の法改正により、基本原

則に既に反映はされております。

この動物福祉の理念をより一層推し進めるた

め、今回の法改正では、動物の所有者の責務を明

確化するとともに、動物取扱業者が遵守するべき

飼養、飼育の管理、飼養施設の構造等に関する基

準の明確化と規制の強化不適正飼養に対する知

事による指導の拡充等の適正飼養のための規制の

強化等を行うこととしております。

今後も、動物福祉の考え方をよく踏まえ、人と

動物の共生する社会の実現に向けて引き続き取り

組んでいきたいと思っておりますが、まだまだ、

委員御指摘のとおり、今改正におきましても、全

ての動物福祉や、また動物の命を守ることも含め

て、満足のいくところというのはまだ達していな

いのは事実ではございますが、今回の法改正で、

一步でも動物の福祉に近づくこと、そして、必要

であれば、やはり、また新たな法を施行すること

も検討していただきたいと思っております。

どうぞ、委員におきましても、引き続き、動物

愛護そして動物福祉に御尽力いただきますことを

お願いいたします。

○西岡委員 小宮山議員、ありがとうございます。

た状態で飼養、保管することなど、例示の追加によりさらなる具體化が図られているものと承知してございます。

環境省におきましては、動物虐待の防止のための普及啓発につきましては、これまで、警察庁との連名によるポスターを全国の自治体等に通算で十萬部以上配布してきたところでございます。

さらに、自治体へも、動物虐待に関する知識及

び技術の習得を目的とした職員向け研修の開催や、指導等の業務の参考となります動物

虐待等の事例を収集した報告書の作成、公表等を行つていただいているところでございます。

そのためには、警察などの関連機関や民間団体との連携が極めて重要だと考えております。ま

た、そもそも虐待を防止していくためには、虐待の定義を明確にする必要がある、このことも大変重要な視点ではないかと考えております。

今後、このような虐待防止についてどのような取組をされていくのか。今回の法改正で獣医師による通報が義務化をされたということは、実効性の面からも、大変、通報というものが多くできるような体制になつたのではないかと理解をいたしております。

そこで、本改正では、虐待等の取組をより明確化するため、虐待の定義を明確にする必要があります。

○西岡委員 今後とも、人と動物の共生する社会の連携を強化すべき関係機関といたしまして、これまでの都道府県警察に加えまして民間団体についても規定されているところでございまして、国は必要な情報提供や技術的な助言を行うこととされてございます。

環境省といたしましては、本改正法案の趣旨が広く理解され、実効性を伴う施策に反映されますよう、各機関、団体間の連携のあり方につきまして、必要な助言等を行つていただきたいと考えてございます。

今回の法改正は、殺処分ゼロに向けて、なくす方向に向けてどのような役割を果たすものとなつていくんでしょうか。

○生方委員 御質問ありがとうございます。

今回の法改正は、殺処分ゼロに向けて、なくす

方向に向けてどのような役割を果たすものとなつていくんでしょうか。

○生方委員 御質問ありがとうございます。

今回の法改正は、殺処分ゼロに向けて、なくす

方向に向けてどのような役割を果たすものとなつ

ていくんでしょうか。

○生方委員 御質問ありがとうございます。

適正飼養を防ぐことができる、また、適正な飼養を行なうことが困難な飼い主については、繁殖を防止する措置を義務づけることによつておあります。さらに、マイクロチップを利用した犬、猫の登録制度の導入により所有者が判明しやすくなるほか、所有者不明の犬、猫の引取りについて、一定の場合、都道府県等が拒否することを明記しております。

これらの制度を設けることにより、不適切に飼養される動物や所有者が判明しない動物が減少し、その結果として殺処分が減少していくことになるというふうに期待をいたしております。

また、殺処分の方法についても、原則、先ほども述べましたが、ガス室での処分は禁止ということになります。ガス室では、一度に大量の犬、猫を殺処分することができます。それが禁止されることによって大量に処分することができないということは、限りなくゼロに近づいていくことがであります。

○田村(貴)委員 生方議員、私も、地方議員をしていて、大分前なんですかね、動物管理センターで、その場を見る機会がありました。多数の犬、猫が一気に殺処分されるということは、本当に胸が苦しくなり、何としてもこの状況をなくさなければいけないと、その当時の思いは今に生きております。この法律によって殺処分が減らされることを願つてやみません。

出生後五十六日を経過しない子犬や子猫の親からの引き離しを禁じている八週齢規制でありますけれども、これも一日も早く実施すべきであります。

なぜ本改正案では、施行期日が公布の日から二年を超えない範囲とされたのでしょうか。そのことについて説明をいただきたいと思います。

○生方委員 いわゆる八週齢規制に関する激変緩和措置の廃止については、犬、猫等販売業に対する影響が少なからずある可能性も否定はできません。

このことから、円滑に八週齢規制を導入できるよう、施行を二年を超えない範囲内としたものでございます。

○田村(貴)委員 それが、今まで長い期間これが実施されなかつたという期間も含めたら、なぜまだ二年もなのかなといふことは、この課題は残るかなといふふうに思います。

多頭飼育の崩壊の問題もあります。多頭飼育崩壊の場合は、飼っている人が、例えば認知症や失業などで社会的に孤立を深めてしまつたり、動物に依存する例が典型的との指摘もあるわけであります。

したがつて、都道府県知事による立入検査については、飼い主の人権にも配慮した対応が必要だというふうに考えます。そうした問題の解決に向かっては福祉専門職との連携が不可欠と私は考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○小宮山委員 質問ありがとうございます。

今回の法改正では、不適切飼養について立入検査の規定を設けましたが、それにあわせて、緩やかな指導又は助言を行うことができる旨を法律上明記いたしました。これは第二十五条一項になりますが、これにより、より人権に配慮した手段を設けたと考えております。

これは、個々の飼い主の事情に応じて細やかな対応をする必要性を踏まえたものもあり、加えて、今回の法改正では、動物愛護に関する部局と公衆衛生、福祉に関する部局との連携の強化について新たに規定することとしており、御指摘の動物の適正飼養と福祉の関連性にも留意した改正となつております。

○田村(貴)委員 わかりました。

続いての質問でありますけれども、動物の殺傷、虐待に対する罰則についてあります。

○生方委員 懲役五年以下、罰金五百円以下に引き上げた、厳罰化してもこうした動物虐待はなくなる

いとの意見もあります。この点について、提出者はいかがお考えでしょうか。

○小宮山委員 我が国において、犬、猫、動物愛護は、今や多くの家庭において、家族の一員としてかけがえのない存在となっております。そして、人のつながりが以前よりも強くなつていて、愛護動物を殺傷する行為に対する社会的非難も強くなつていると認識しております。

昨今の残虐な事例を踏まえますと、動物殺傷罪の保護法益は、動物を愛護する気風という、公序良俗という意味においては大変変わってきているところではありますが、動物もやはり命であります。

したがつて、物でもございません。そのようなことを考えますと、今回の法改正では、動物殺傷罪の法定刑を五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金とすることと、大幅に刑罰を重くすることによって、この一定の抑制効果が期待できるものと考えております。

今までよりも罰を大きくすること、また、これに関しましては、やはり刑罰だけではなく、先ほども言いましたが、動物を愛護する気風という、秩序、良俗というところにおいてもしっかりと、動物虐待、そうしたもののがなくなることを願つております。

今までましては、やはり刑罰だけではなく、先ほども言いましたが、動物を愛護する気風という、秩序、良俗というところにおいてもしっかりと、動物虐待、そうしたもののがなくなることを願つております。

○田村(貴)委員 厳罰化をもつてしてこの問題は解決できないといふところ、もうちょっと時間があつたら、最後、生方議員にもお尋ねしたいと思ふんですけれども、その前に、マイクロチップの装着の義務化について、マイクロチップの装着がなぜ必要なのか、そして、ちょっと通告がないんですけども、もしマイクロチップを装着していない犬や猫がいた場合に、これはやはり殺処分が早まってしまうんじやないか、優先されてしまうんじやないかといふような懸念も、そういう声もあるんですけれども、そういうことについてはいかがお考えでしようか。

○小宮山委員 まず、犬、猫の所有者が判明しないとなるという効果が挙げられます。マイクロチップが装着され、犬、猫の登録が行われると

き、また、これは、例えば災害時など、引き取った、また逃げた犬、猫の返還が効率的に行われること、その結果、犬、猫の殺処分数が減少することも期待されております。

また、所有者が明らかになることで、犬、猫に適正飼養の確保につながり、その結果、犬、猫の遺棄などが減少することも期待しております。

ただ、今委員が御指摘のとおり、マイクロチップの装着がないことによって所有者が判明をしない。しかし、それも、これまでの法の中にもござりますけれども、都道府県の対応等にもかかわりますが、殺処分につながるのではなく、やはり引取りをしないこととか、そういうことも法改正の中で示しておりますので、殺処分に対応するこには直接つながらないように法改正がされたというふうに認識をしております。

○田村(貴)委員 そのチップの装着の有無をもつて悲劇が生まれないということを私は望みたいたいというふうに思います。

それから、動物愛護センターの設置など都道府県等における業務拡充が図られること、これは非常に重要なだといふに考えております。必要な職員の確保、それから自治体職員の定数の増員を含めて、国の責任でやはり保障する措置というのを図つていかなければ。施策を前に進めていく、そして愛護と管理のこの法律を本当に実践するためには、やはりマンパワーが必要だ、それから支援する人たちとの連携も必要だというふうに思えます。こうしたところの措置について、いかがお考えでしようか。

○生方委員 今回の法律改正の目玉の一つに、動物愛護管理センターの位置づけを変えるというのがございました。動物愛護管理センターという名前でありますながら、その中に殺処分の施設、大規模

なものを持つてゐるところになると、名前

やつていろいろなことが矛盾しているんじゃないかといふこともございましたので、今回の法改正の中で、本来の動物愛護センターの役割を果たせるようにしていこうではないかというのがこの法律をつくった一つの目的でございました。

殺処分をするガス室をなくすなどということになれれば、これはやはり多くの予算措置をとらなければいけないということでございますので、環境省において、これから先、その措置をしてもらわなければいけないというふうに考えております。

あります

。社会の病理も絡んでくる話でもあり

この期をハヤシております

案

社会の状況も絶えず変化します。政治も深くかわつてくるのではないかなどと思ひます。

○田村（貴）委員 今の項目、論点についても、私たちも議論をして、そういう方向については基本

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

殺処分をするガス室をなくすといふことになれば、これはやはり多くの予算措置をとらなければ

人間らしいしかいられないが要領が読み重なるで、こうした痛ましい事故とか現象を生んでいます。一つの解答では得つ

いというふうに考えております。

れないので、やはり社会全体の問題として、その社会の病理を正していくことがやはり国会にも求められるんじゃないかななど

○秋葉委員長 以上で発言は終了いたしました。
お詫びいたします。

また、委員が今御指摘になつたように、今回の法改正では第一種取扱業者に対する規制強化などが盛り込まれておりますが、本改正案の内容を審議的なものにするためには必要な体制をとることが重要であり、また、人員を確保するということが何よりも大事だというふうに思つております。

通告はいたしておりませんけれども、こうした残忍な問題を解決するためにどういうことが求められるのか、提出者の方からお考えを聞かせていただきたいと思います。

勧化だけすれば防げるものではないというような御指摘がございました。確かにそのとおりなんですが、それでも、今二年、二百万円以下、前の法律では、物、器物破損よりも罪状が軽いということになりますので、やはりそれは我々は納得ができないということで、五年、五百万にした一番審

○秋葉委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。
なお、本法律案の提出手続等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

二　動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に当たっては、地方自治体の改善指導の根拠として実効性のある客観的な指標となるよう、十分な検討を経て、できる限り具体的な基準を設定すること。また、基準の遵守を徹底するため、動物取扱業者への周知や地方自治体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。なお、第一種動物取扱業の登録又は更新について、立入検査をもつて基準の遵守状況の確認を行うことを検討すること。

待、遺棄等々の行為はやはり許されないというふうに思います。これをなくすためには、やはり知恵を寄せなければいけないと思います。厳罰化もその方法の一つかもわかりません。小宮山議員から、抑止と抑制力の効果があるというふうにもありました。

ろうということと、やはり、警察の力の入れ方を違うのではないかと。二年、二百万ということになりますと、やはり、警察の方も残念ながら余り力が入らないかもしない。でも、五年、五百萬というになりますと、かなり重い罪でござりますから、警察の方も力を入れてくれるのではありません

○秋葉委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、とかしきなおみ君外四名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フーラム、国民民主党、無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案による動物の愛護及び管理の推進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

第一種動物取扱業については、様々な業種について登録制の規制が適用されていること、に鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

いか。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小宮山泰子君。

に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべき旨について周知

あのニユースで体が凍るばかりに驚いたわけなんですねけれども、こうした事件が相次いでいるわけあります。

いうふうに届け出ても、なかなか警察の方も人員が足りるわけではありませんから、適切に対応できるわけではございませんので、厳罰化をする

○小宮山委員 ただいま議題となりました動物の愛護及び管理の推進に関する件につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し

人を殺傷する、動物を殺傷してしまう、その根本にどういう心理が働くのか。なぜ人をそういう方向に向かわせてしまうのか。その解決はいかにして導き出されるのか。これは社会全体の問題題で

ことによつて、多分、警察の方もそれなりの人員を整えてくれるものだというふうに我々は期待をいたしておりますので、そうした意味からも、虐待が少なくなつてくれるのではないかというふう

上
げます。
趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていた
だきたいと存じます。

第一類第十一号 環境委員会議録第七号 令和元年五月二十一日

の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定を加え、「二年」を「五年」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

第十二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

第十二条第一項第八号中「役員」の下に「又は環境省令で定める使用人」を加え、同項に次の一号を加える。

九 個人であつて、その環境省令で定める使人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

第十九条第一項第五号中「第六号から第八号」を「第五号の二から第九号」に改める。

第二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関する事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。第二十一条の四中「対し」の下に「、その事業所において」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（動物に関する帳簿の備付け等）

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他の政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるとところにより、帳簿を備え、その所有し、若しくは占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数

三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数

四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項

第二十二条第一項中「ため」の下に「、十分

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適當と認める者に、その実施を委託することができる。

第二十二条の六の見出しを「（犬猫等の検査）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第二十三条第一項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「その勧告に従わない」を「正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができることを定めた。

第二十三条に次の二項を加える。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第二十四条の二中「以下この条」の下に「（及び第三十七条の二第二項第一号）を加え、同条を第二十四条の二の二」とし、第三章第二節中第二十四条の次に次の二項を加える。

（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）

第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに

な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから「（二）」を加え、同条第二項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第三項中「いう」の下に「、次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対して、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条规定により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対する勧告に係る措置の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができることを定めた。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十四条の四中「第二十一条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に、「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」とし、「第二十四条の二」を「（又は第四項）」を削り、「第二十四条の二の二」に、「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」とし、「第二十四条の二」を「（第一項）」と、「第二十四条の二の二」を「（第一項）」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と「（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「前三項」を「第二項から第五項まで」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「多数の」を削り、同項を同条第四項とし、同項の後に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関する場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の發生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じて認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

第三章第五節中第二十六条の前に次の二条を加える。

(特定動物の飼養及び保管の禁止)

第二十五条の二人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定めた動物(その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という)は、飼養又は保管をしてはならない。ただ

し、次条第一項の許可(第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合

診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう)において獣医師が

診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六条第一項中「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)」を

「動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物」に

改め、同項ただし書を削る。

第二十七条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

第一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。

第二十八条第一項中「又は第四号」を削り、同条第三項中「若しくは第三号」を削る。

第二十九条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなく

なつたとき。

第二十九条第一号中「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同号第三号中「第二十七条第一項第二号ハ」を

「第二十七条第一項第三号ハ」に改める。

第三章第六節の節名を削る。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条第三項中「第一項本文及び前項号」を「前二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他第七条第四項の規定の趣旨に照らし

て」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「するよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条の次に次

の章名及び二条を加える。

(動物愛護管理センター)

第三十七条の一 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該部道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務(中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。)を行うものとする。

一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

二 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。

三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。

四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

六 その他の動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(動物愛護管理担当職員)

第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項及び第三項並びに第四十二条の四において「動物愛護管理担当職員」という。)を置く。

政令で定める市以外の市町村(特別区を含む)は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

第三十八条第一項中「ことができる」を「よ

う努めるものとする」に改める。

第四十条に次の二項を加える。

3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方針についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

第四十一条の二中「ときは」の下に「、遅滞なく」を加え、「通報するよう努めなければ」を「通報しなければ」に改める。

4 第四十一条の四中「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改め、「部局と」の下に「畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局、」を、「都道府県警察」の下に「、及び民間団体と」を、「資する研修の実施」の下に「、地域における犬、猫等の動物の適切な管理」を加え、同条の次に次

一条を加える。

(地方公共団体に対する財政上の措置)

第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四十三条中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に改める。

第四十四条第一項中「二年」を「五年」に、「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第二

項目中「対し」の下に「、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること」を加え、又はそれを「拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管する」に改め、「者は」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同条第三項中「者は」の下に「一年以下」の懲役又は」を加える。

第四十五条第一号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改め、「許可を受けないで」を削り、同条第三号中「又は第四号」を削る。

第四十六条第四号中「第二十三条第三項を「第二十三条第四項、第二十四条の二第二項に改める。

第四十六条第四号中「第二十五条第二項又は第三項」を「第二十五条第二項又は第四項」に改める。

第四十六条第二号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同条第一号中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、同条第三号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「」又は」を「」、第二十四条の二第三項若しくは」に改め、同条第四号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「」又は」を「」、第二十四条の二第三項若しくは」に改め、同条第四号中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定によ

目次中「第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七条の二—第三十九条)」を「第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七条の二—第三十九条)」に改める。

二 動物愛護管理センター等(第三十七条の二—第三十九条)

三 犬及び猫の登録(第三十九条の二—第三十九条の二十六)

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三 犬及び猫の登録
(マイクロチップの装着)

る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中「第四十四条から前条まで」を「当該各号」に改め、同条第一号中「前三条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

第四十九条第一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十二条の六第二項」を「第二十二条の五第二項に改め、同一条の五第一項(第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(指定犬に係る特例)

2 専ら文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第一百九条第一項の規定により天然記念物として指定された犬(以下この項において「指定犬」という。)の繁殖を行う第二十二条の五に規定する犬猫等販売業者(以下この項において「指定犬繁殖販売業者」といいう。)が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「五十六日」とあるのは、「四十九日」とする。

第二条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部

第三十九条の二 大猫等販売業者は、犬又は猫の登録(第三十九条の二—第三十九条)

第三十九条の二 大猫等販売業者は、犬又は猫の登録(第三十九条の二—第三十九条)

十日以内の大又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日から三十日を経過する日(その日までに当該大又は猫に譲渡しをする場合にあつては、その譲渡日の日)までに、当該大又は猫にマイクロチップ(犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号(個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他の人間知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)を装着しなければならない。ただし、当該大又は猫に既にマイクロチップが装着されているときは、並びにマイクロチップを装着することにより当該大又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

(マイクロチップ装着証明書)

2 大猫等販売業者以外の大又は猫の所有者は、その所有する大又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(マイクロチップ装着証明書)

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該大又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書(次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という。)を当該大又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

(取外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき

その他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、当該大又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはなされない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する大又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日(その日までに当該大又は猫の譲渡した日)までに、当該大又は猫にマイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。

(登録等)

第三十九条の二 第一項又は第二項の規定によりその所有する大又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

二 マイクロチップが装着された大又は猫で、あつて、この項の登録(以下この章において単に「登録」という。)を受けていないものとの取得した犬猫等販売業者 当該大又は猫を取得した日

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令

掲げる者に限る)は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。

4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する大又は猫に関する証明

書（以下この章において「登録証明書」といふ。）を交付しなければならない。

5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されるマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。

6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。

7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

（変更登録）

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに変更登録を受けなければならない。

一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者

2 の変更登録（以下この章において単に「変更登録」という。）について準用する。
（狂犬病予防法の特例）

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この章において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条の規定による届出があつたものとみなす。

け出なければならない。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理条例」に規定する法律（昭和四十八年法律第百五号）に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

二 前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
一 環境大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。
一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。
二 登録関係事務により登録関係事務を公正に実施することができないおそれがあること。
三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者。

5 指定登録機関が二以上ある場合には、各指定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図らなければならない。

6 指定登録機関が登録関係事務を行なう場合における第三十九条の五第一項及び第二項の規定、同条第四項及び第六項から第八項までの規定（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七第一項及び（指定登録機関の役員の選任及び解任）第三項の規定並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

3 環境大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
一 職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 その効力を生じない。

5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届けなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。若しくは第三十九条の十三第一項に規定する登録関係事務規程に違反する行為をしたとき又は登録関係事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）
第三十九条の十一 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十九条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、環境大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

（登録関係事務規程）

第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程（以下「登録関係事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録関係事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(秘密保持義務等)

第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）
第三十九条の十五 指定登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録関係事務に関する事項で環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）
第三十九条の十六 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録関係事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）
第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができること

（立入検査）
第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところにより、登録機関に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（立入検査）

2 第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。

3 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

4 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

5 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（指定登録機関がした処分等に係る審査請求）

第三十九条の二十一 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第一項及び第三

（指定の取消し等）

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の五号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

（環境大臣による登録関係事務の実施等）
第三十九条の二十二 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関に對し、登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第二項の規定の適用につ

いては、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（環境大臣による登録関係事務の実施等）

第三十九条の二十二 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

（公示）
第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合は、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。

二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。

三 第三十九条の二十の規定により指定を取消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により登録関係事務の

全部若しくは一部を自ら行つこととするとき又は自ら行ついた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(手数料)

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。

一 登録を受けようとする者

二 登録証明書の再交付を受けようとする者

三 変更登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十五万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付げず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九条の十七の規定による報告をせざり又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し

て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第三十九条の二十九の許可を受けないで登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関(以下「旧法」という。)第十条第一項の登録の更新にあつては、この法

（動物の愛護及び管理に関する法律の一一部を改正する法律の一一部改正）

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の一部を次のよう改めて正す。

附則第七条を次のよう改めて正す。

第七条 削除

附則第七条を次のよう改めて正す。

第七条 削除

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十一条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定

二 第二十六条第一項の規定による改正後の法第二十一条の下に「(第三項を除く。)」を加える部分及び「又は第二項」を「又は第四項」に改める部分に限る。)及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附則第十条において単に「登録」という。)とみなす。

三 第二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附則第十条において単に「登録」という。)とみなす。

四 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第一条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

五 前項の規定により行つた行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（経過措置）

第一条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第十条第一項の登録(以下「旧法第十二条第一項の登録の更新を含む。)の申請をした者(登録の更新にあつては、この法

の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした同項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「第一條による改正後の法律」といいう。)第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。)が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者(第二条による改正後の法第十四条第二項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。)は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者(犬猫等販売業者を除く。)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令に関する場合は、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

三 前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附則第十条において単に「登録」という。)とみなす。

四 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第一条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

五 前項の規定により行つた行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（検討）

第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又はマイクロチップ(第一条の規定による改正後の法律(以下この法律の施行の際現に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例によること)第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。)が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者(第二条による改正後の法第十四条第二項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。)は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

二 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者(犬猫等販売業者を除く。)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令に関する場合は、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

三 前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附則第十条において単に「登録」という。)とみなす。

四 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第一条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

五 前項の規定により行つた行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（検討）

は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者（第一条による改正後の法第十一条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。）に追加することその他これらによる適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘査し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 国は、多數の動物の飼養又は保管が行われている場合におけるその状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、愛護動物（第一条による改正後の法第

四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。）の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認める

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 国は、マイクロチップの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大並びにマイクロチップが装着されている犬及び猫であつてその所有者が判明しないもの的所有権の扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 前二条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、第一種動物取扱業の適正化を図るため、登録拒否事由の追加、遵守すべき基準の具体化、出生後五十六日未満の犬又は猫の引渡し等に関する特例の廃止等により第一種動物取扱業に係る規制を強化するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、特定動物の飼養及び保管の目的の限定化、犬又は猫についての登録制度の創設等を行い、あわせて愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和元年六月十二日印刷

令和元年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P